

医療法人博悠会等に対する買取決定等について

2011年6月28日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2011年3月31日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定（以下「買取決定等」という。）を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

医療法人博悠会及び株式会社アトラス（以下「対象事業者」という。）

2. 金融支援額等

債権放棄はございません。

3. 一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上